

8

法人の県民税・法人の事業税

会社などの法人も私たち個人と同じように、いろいろな行政サービスを受けており、これらの経費を分担するため、法人の県民税を負担していただいています。また、法人が事業を行う場合にも、道路や橋などの各種の県の施設を利用して収益活動を行っていることから、個人の事業税と同様にその経費の一部を法人の事業税として負担していただいています。

◆ 法人の県民税

納める人

- ① 県内に事務所や事業所を有する法人……………均等割と法人税割
- ② 県内に寮など（寮、宿泊所、クラブ等）を有する法人で県内に事務所や事業所を有しないもの……………均等割
- ③ 県内に事務所、事業所、寮などを有する法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めのあるものうち、
 - 収益事業を行うもの……………均等割と法人税割
 - 収益事業を行わないもの……………非課税

納める額

- ① 法人税割……………法人税額×次の税率
- ② 均等割……………法人の資本金等の額（※資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は当該合計額）に応じて定額

区 分		税 率		
		令和元年9月30日以前 に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度分	
法人 税割	下記以外の法人	4%	1.8%	
	○ 資本金の額又は出資金の額が 1億円の法人で、	従業者の総数（山梨県以外の従業者を含む）が300人を超える場合	4%	1.8%
		従業者の総数（山梨県以外の従業者を含む）が300人以下の場合	3.2%	1%
	○ 資本金の額又は出資金の額が1億円未満の法人 ○ 資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ○ 法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めがあり、収益事業を行うもの ○ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人	3.2%	1%	
均等割	資本金等の額が50億円を超える法人	年額 840,000円		
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額 567,000円		
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額 136,500円		
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	年額 52,500円		
	上記以外の法人	年額 21,000円		

- 平成28年度税制改正により地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るため法人住民税法人税割の税率を引下げ、特別法人事業税（国税）を創設し、法人税割の一部を地方交付税の原資とすることとされました。このため、令和元年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割については、引下げ後の税率が適用されます。
- 均等割については、平成24年4月1日以後に終了する事業年度分の申告から森林環境税として従前の均等割額の5%が加算されています。（巻末参照）上記金額は加算後のものです。
- 平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後に開始する事業年度の均等割については※の基準が適用されます。

法人の種類による法人住民税の課税関係

区 分		法人県民税				法人市町村民税			
		均等割	法人税割（税率）【課税標準：法人税額】		均等割	法人税割（税率）【課税標準：法人税額】			
			令和元年9月30日以前 に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度分		令和元年9月30日以前 に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度分		
公共法人	地方公共団体等	非課税	非課税		非課税	非課税			
	上記以外の公共法人	課税	非課税		課税	非課税			
公益法人等	日本赤十字社 社会福祉法人 宗教法人等	収益事業を営まない者	非課税		非課税	非課税			
		収益事業を営む者	課税	3.2%	1%	課税	9.7%	6%	
	上記以外の 公益法人等	収益事業を営まない者	課税	非課税		課税	非課税		
		収益事業を営む者	課税	3.2%	1%	課税	9.7%	6%	
共同組合等		課税	3.2%	1%	課税	9.7%	6%		
人格のない社団又は 財団	収益事業を営まない者	非課税	非課税		非課税	非課税			
	収益事業を営む者	課税	3.2%	1%	課税	9.7%	6%		
普通法人	資本金1億円超の法人	課税	4%	1.8%	課税	9.7%	6%		
	その他の法人	課税	3.2%	1%	課税	9.7%	6%		

- 法人市町村民税の法人税割は標準税率で表示しています。
- 法人市町村民税の均等割については、資本金等の額や従業者の数により5～300万円（9段階）に区分されています。
- 地方法人税法により、各事業年度の所得に対する法人税の額に以下の税率を乗じて計算した地方法人税（国税）が適用されます。
税率：令和元年9月30日以前に開始する事業年度…4.4% 令和元年10月1日以後に開始する事業年度…10.3%